



30年度施政方針

主な取り組み

～誇りと愛着を持ち続けることができるまちへ～

地域に根差した子育て・教育施策の充実

- ◆幼児教育・保育・療育の利用者負担(保育料等)の無償化を5歳児に加え4歳児へ拡充
- ◆保育定員拡充にあたっての施設整備補助と保育士確保への取り組み
- ◆放課後児童クラブの開所時間を午後7時まで試行的に延長(3小学校)
- ◆妊婦健康診査公費負担の助成額を10万円から12万円に拡充
- ◆31年4月の開設に向け地域子育て支援センターを整備
- ◆支援を要する子ども及び保護者の発見から、支援の実施、見守りまでをトータルサポート(子どもの貧困対策)
- ◆任期付教員・学校サポートスタッフを全小・中学校に配置することで少人数学級編制などを実施
- ◆外国語活動支援員を増員配置し、子どもたちの英語力を向上



子どもの未来応援団スキルアップ研修(子どもの貧困対策)

まちづくりの推進による快適な住まい環境の整備

- ◆老朽木造建築物等の除却補助などの実施により、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消を推進
- ◆北島東地区におけるまちびらきの支援と周辺道路網の整備

産業の振興と身近で働ける場の創出

- ◆企業の経営相談、ビジネスマッチング機会の創出、国などの支援施策の活用促進など総合的な企業支援を実施
- ◆ものづくり企業のプロモーション活動として、企業展示会の合同出展や優良企業紹介冊子を作成

その他

- ◆市民が一堂に会することができる門真まつりを開催
- ◆10月1日より水道料金の基本料金を引き下げ



復活! 第1回ふるさと門真まつり

※施政方針について詳しくは市ホームページ参照
 問合せ先 企画課 ☎06(6902)5572

30年度予算

総額 849億7712万円

急激な人口減少の影響により、歳入が大幅な減少となり多額の基金の取り崩しを行うなど、厳しい財政状況が続いています。

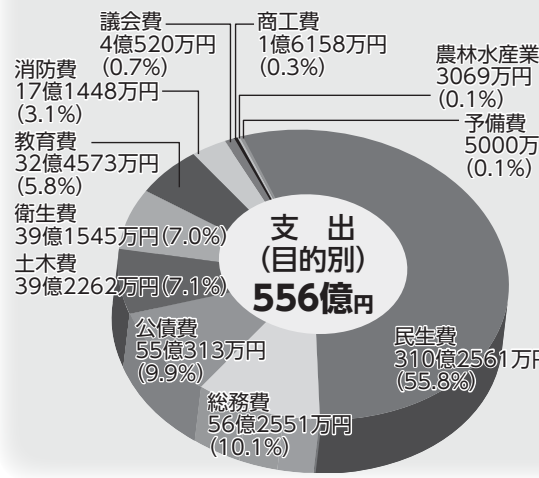
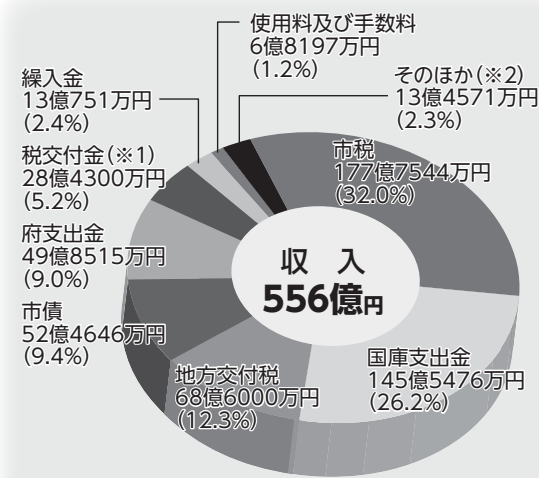
しかし、決して緊縮的ではなく、積極的な財政政策により、「将来世代に課題や負担を先送りしない」という強い意志を持って、逆境に立ち向かっていきます。

このことから、30年度の予算編成では、市民の皆さんに「わがまち・門真が誇りと愛着の持てるまち」を感じてもらうため、地域に根差した子育て・教育施策の充実を柱に、まちづくりの推進による快適な住まい環境の整備を進め、産業の振興と身近で働ける場の創出を図るための施策へ重点的に予算配分を行いました。
 問合せ先 財政課 ☎06(6902)5869

◆会計別予算

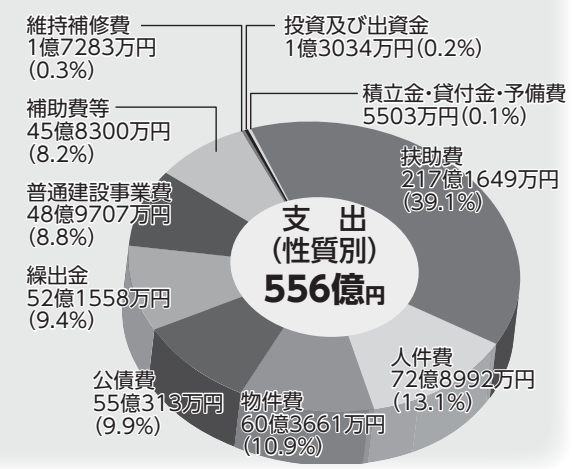
会計	予算額
一般会計	556億円 (△0.3%)
特別会計	
国民健康保険事業	153億3519万円 (△25.5%)
都市開発資金	78万円 (0.0%)
公共用地先行取得事業	1億5697万円 (△22.0%)
後期高齢者医療事業	16億4074万円 (5.3%)
公営企業会計	
水道事業	38億3230万円 (△5.6%)
公共下水道事業	84億1114万円 (△8.5%)
合計	849億7712万円 (△7.0%)

※()内は対前年度増減率(△は減)。小数点第2位を四捨五入



一般会計の内訳

- (※1) 税交付金の内訳
- 利子割交付金
 - 配当割交付金
 - 株式等譲渡所得割交付金
 - 地方消費税交付金
 - 自動車取得税交付金
- (※2) そのほかの内訳
- 地方譲与税
 - 地方特例交付金
 - 交通安全対策特別交付金
 - 分担金及び負担金
 - 財産収入
 - 寄附金
 - 諸収入



北村和仁副市長が 退任

(3月1日付け)



3月1日をもちまして、任期満了により副市長を退任いたしました。在任中は、お世話になりました。誠にありがとうございました。市民の皆様にご迷惑を申しあげます。また、門真市の今後益々の発展をお祈り申し上げます。

下治正和氏が就任 副市長に

(3月2日付け)



3月2日付けで門真市副市長を拝命いたしました。門真市の発展と市民生活の向上にむけて誠心誠意努力してまいります。何卒、皆様方の一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4月から5歳児に加え、4歳児の幼児教育・保育・療育に係る利用者負担(保育料)を無償化

30年4月から、無償化の対象を拡大します。

- 保育所(2号認定)、認定こども園(1号・2号認定)
 世帯の所得などに関係なく無償
- 幼稚園(就園奨励費補助対象)
 世帯の所得などに関係なく就園奨励費として30万8000円を上限に補助
 ※就園奨励費補助を受けるには申請が必要。申請書は利用している幼稚園で6月ごろに配布
- 幼稚園(1号認定児童が対象)
 世帯の所得などに関係なく無償
- 児童発達支援施設・事業
 世帯の所得などに関係なく利用者負担相当額を給付
 ※給付を受けるには申請が必要。対象者には障がい福祉課から申請書を送付。
 送付は7月、10月、1月、4月の年4回
 ※こども発達支援センターは利用者負担額を免除
- 問合せ先
 【保育所・認定こども園・幼稚園】 保育幼稚園課 ☎06(6902)6757
 【児童発達支援施設・事業】 障がい福祉課 ☎06(6902)6154
 こども発達支援センター ☎072(883)1680